２０２６年１０月１７日

令８－１４

アからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合，正しいものの組合せは１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.22］）

ア．単なる同情から被拐取者の安否を気遣うにすぎない第三者は，拐取者身の代金要求罪の「その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者」には含まれない。

イ．未成年者の監護者を欺いて未成年者の利害に関する判断を誤らせて自己の支配内に移すことを監護者に承諾させた上で，未成年者を自己の支配下に移した場合，未成年者誘拐罪の「誘拐」には当たらない。

ウ．共同親権者の一方が，もう一方の共同親権者の監護下にある別居中の子を略取した場合，未成年者略取罪の構成要件に該当し，違法性が阻却される余地はない。

エ．未成年者誘拐罪の犯人が，被拐取者を安全な場所に解放した場合，その解放の時期が当該犯人に対する公訴の提起前であれば，その刑は減軽される。

オ．身の代金目的で人を誘拐した者が，更にその身の代金を被拐取者の近親者に要求した場合，身の代金目的誘拐罪と拐取者身の代金要求罪が成立し，両者は牽連犯となる。

１．ア　イ　　２．ア　オ　　３．イ　ウ　　４．ウ　エ　　５．エ　オ

正解　２

肢ア

1.「身の代金要求罪」が想定しているリアリティ

- 誘拐事件において犯人が身の代金を要求するのは、もちろん「金銭を得るため」ですが、法がこの犯罪類型を特に重く処罰する理由は、**「被害者の生命・身体の安全を最も切実に願い、身銭を切ってでも救い出そうとする存在（＝家族や近親者）」の心理的・経済的弱みにつけ込み、金を巻き上げるという卑劣さ**にあります。
- ここで言う「安否を憂慮する者」とは、単にテレビのニュースを見て「かわいそうだな」と同情しているだけの赤の他人ではありません。「自分の財産を投げ出してでも、我が子や肉親を取り戻したいと本気で苦悩する者」です。

2.「単なる同情者」が除外される理由（ご指摘の通り）

- ご指摘の通り、画面の向こうで「表面的に同情しているだけの第三者」が、犯人から身の代金を要求されて**自らの身銭（全財産や大金）を払うことは、論理的にも現実的にもまずあり得ません。**
- もしそんな赤の他人が身代金を支払うとしたら、それはもう「身の代金要求に屈した近親者」ではなく、何か別の裏の目的（売名、お涙頂戴のパフォーマンス、あるいは共犯関係など）を疑うべき領域です。
- 法は、世間の野次馬や口先だけの同情者を保護の対象（または要求の相手方）として想定していません。「実際に身銭を切ってでも愛する者を守ろうとする、強烈な利害関係と絆がある者」に絞ることで、犯罪の成立範囲を適切に限定しているわけです。

肢イ

被誘拐者の自由と，監護権が法益。

誘拐にあたる。

法益を意識して判断。

真意でないと，監護権を害していているといえる。

被害者側である監護権者の承諾が問題と思われるが，真意でないと，法益の放棄には当たらないと思われる。

肢ウ

違法性を阻却されることはある。

相手方の監護権（親権）を害しているが，個別具体的な事情で，やむを得ない場合もありうる。ドメスティックバイオレンス等の事情。

そのように理解すると，違法性阻却とはなりうる。

実質的に違法性阻却事由を検討する余地はある。

形式的違法性阻却事由として正当防衛，緊急避難等を規定しているのであり，実質があればそれに限る趣旨ではない。

３５条で実質的に検討することとなる。

肢エ

未成年誘拐が対象外。

公訴提起前は正しい。

反省していない場合もある。悪用される恐れあり。

肢オ

手段と目的の関係，牽連犯。身代金は，刑が重いですから，一連の計画の中で，科刑上一罪で評価。

令８－１５

アからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合，正しいものの組合せは１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.23］）

ア．日本国民ではない甲が，日本国外である某国において，日本国民であるＡを殺害した場合，甲に刑法第１９９条が適用されることはない。

イ．日本国外で幇助行為をした者であっても，正犯が日本国内で実行行為をした場合には，刑法第１条第１項の「日本国内において罪を犯した」者に当たるから，日本国民ではない甲が，日本国民である乙が日本国内でＡを殺害するために使うことを知りながら，日本国外である某国のホテル内で，乙にナイフを貸与し，その後，乙が日本国内でそのナイフを使用してＡを殺害した場合，甲に刑法が適用される。

ウ．ある刑罰法規について，法律の文言上可能な範囲で，当該法規の趣旨を考慮して，日常的意味よりも拡張して解釈することは許されないので，過失往来危険罪（刑法第１２９条）にいう「汽車」にガソリンカー（蒸気機関車の代用であるガソリン動力の鉄道車両）も含まれると解釈することは許されない。

エ．犯罪と刑罰は，「法律」によって定められていなければならないところ，この「法律」には，法律の委任を受けた政令，条例及び慣習法が含まれる。

オ．行為時に適法であった行為をその後の法律によって遡って処罰したり，行為時にも犯罪であるがその後の法律によって法定刑が重く変更された場合に変更後の重い法定刑で処罰したりすることは許されないが，その後の法律によって法定刑が軽く変更された場合に変更後の軽い法定刑で処罰することは許される。

１．ア　イ　　２．ア　エ　　３．イ　オ　　４．ウ　エ　　５．ウ　オ

正解　３

肢ア

国民外の国外犯（保護主義：刑法３条の２）

原則は，属地主義です。したがって，日本の刑法が適用できないとも。ただ，諸外国の法律だと，不当に，刑が軽くなる恐れもある。これを容認しては，日本人を日本政府が保護することはできない。そこで，刑法は，日本人を守るために，被害者が日本人の場合に，殺人罪の適用を認めている。なお，実際に，外国にいる犯人を連れてきて処罰できるかは別問題である。

肢イ

日本国内で殺人という重大な結果が発生しているのに、「包丁やナイフを手渡した（幇助した）場所が海外だから」という理由で共犯者を処罰から逃げ切らせたら、**海外を隠れみのにして日本国内での犯罪を計画・手助けする悪質者が横行**してしまいます。日本国内で殺人という果実（正犯の実行）が実っている以上、手助けした国外の者にも日本の刑法が適用されます。

肢ウ

「蒸気で動くか、ガソリンで動くか」というエンジンの違いだけで、危険な鉄道事故（過失往来危険）を起こした者を「汽車という文言と違うから無罪だ」と逃がしてしまえば、**鉄道社会の治安や利用者の生命を守るという法の目的（趣旨）が破綻**します。言葉の限界（鉄道車両）の範囲内である以上、拡張解釈して処罰できる。

肢エ

慣習法は，含まれない。

罪刑法定主義，明文がいないもので処罰するのは，自由保障に照らして問題。

肢オ

刑法６条

遡及処罰の禁止，犯罪時の規範で処罰するのが原則。不意打ち防止のため。
したがって，刑が軽くなっても，重い旧法で処罰するべきでは。
立法事実の変化で，刑が軽くなっているのに，重くなるのは，現状に沿わない。
遡及処罰の禁止は，自由保障にある。刑が軽い点においては，国民の自由保障に資する。

そこで，刑法は，その点を明確にすべく，軽くなった場合は，新法での適用としている。

令８－１６

学生Ａ，Ｂ及びＣは，【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から⑥までの（ ）内に【語句群】から適切なものを入れた場合，正しいものの組合せは１から５までのうちどれか。なお，①から⑥までの（ ）内には，それぞれ異なるものが入る。（解答欄は，［No.24］）

【会 話】

学生Ａ．私は，遺棄とは主体と客体の場所的離隔を生じるものであり，作為形態と不作為形態に分けられると考えます。その上で，刑法第２１７条及び同法第２１８条の遺棄の解釈については，（①）と考えます。

学生Ｂ．Ａさんの見解に対しては，「遺棄」という同一の文言の解釈が隣接する条文で異なることになるとの批判がありますね。私は，刑法第２１７条及び同法第２１８条の遺棄の解釈については，（②）と考えます。

学生Ｃ．Ｂさんの見解に対しては，（③）という批判がありますね。私は，Ａさんと同じく不作為による遺棄の処罰に必要となる作為義務と刑法第２１８条の保護責任を同義に解する立場ですが，同法第２１７条及び同法第２１８条の遺棄の解釈については，（④）と考えます。私の考えは，（⑤）点でＢさんの見解と同じですから，「遺棄」という同一の文言の解釈が隣接する条文で異なることになるとの批判は当たりません。

学生Ｂ．Ｃさんの見解については，（⑥）ことが問題だと思います。

【語句群】

ａ．刑法第２１７条と同法第２１８条の遺棄はいずれも作為による場合に限られ，不作為による場合は不保護罪になる

ｂ．刑法第２１７条の遺棄は作為に限られるが，同法第２１８条の遺棄は作為と不作為を含む

ｃ．刑法第２１７条と同法第２１８条の遺棄はいずれも作為・不作為による場合を意味する

ｄ．不作為による遺棄の処罰に必要となる作為義務と刑法第２１８条の保護責任の区別が困難である

ｅ．「遺棄」という同一の文言を同義に解することになる

ｆ．不保護で処罰される範囲が広がり，従来の不保護の概念とかけ離れすぎる

１．①ａ　②ｂ　④ｃ　２．①ｂ　③ｄ　⑤ｅ　３．①ｃ　③ｆ　⑤ｄ
４．②ａ　④ｂ　⑥ｆ　５．②ｃ　④ａ　⑥ｄ

正解　２

①　ｂ

Ａさんの見解に対しては，「遺棄」という同一の文言の解釈が隣接する条文で異なることになるとの批判があります。がヒント。

異なる解釈をするのは，ｂのみ。

したがって，この時点で１，３は切れる。

②③は，保留

④a

学生Ｃの私は，Ａさんと同じく不作為による遺棄の処罰に必要となる作為義務と刑法第２１８条の保護責任を同義に解する立場がヒント

ａが入る。ｃだと，単純遺棄の遺棄に不作為を含んでしまっており，学生Ｃの発言と矛盾する。不作為による作為義務を，保護責任を別に返さないと，このような結論にならない。

この時点で４ｇが切れる。

②は，残りｃが入る。

⑤e

「遺棄」という同一の文言の解釈が隣接する条文で異なることになるとの批判は当たりません。がヒント。同義に解する以上，異なるという批判は立たない。

⑥ｆ
　学生Ｃは，ａをとっており，不作為の場合，不保護での処罰とする。
　それに対する批判としてｆが対応する。

これで肢５が切れて，２正解

③ｄ
　ｃに関する批判，遺棄の行為に，作為，不作為を含むと。保護責任は別に捉えることとなるが，不作為と保護責任の区別は，困難という批判があてはまる。

令８－１７

逃走の罪に関するアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合，正しいものの組合せは１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.25］）

ア．加重逃走罪（刑法第９８条）における「二人以上通謀して」とは，同罪の主体二人以上が通謀することであるから，法令により拘禁された者が面会者と通謀して逃走した場合を含まない。

イ．加重逃走罪（刑法第９８条）における「拘束のための器具を損壊し」については，その手段や方法を問わないため，手錠を物理的に損壊せず合鍵で錠を外すことも含まれる。

ウ．逃走罪（刑法第９７条）における「逃走した」とは，刑事施設の敷地外に脱出した場合をいい，仮に看守者から姿を見失われずに追跡を受け続け，その実力的支配から脱したとは認められなくても，刑事施設の敷地外に脱出すれば同罪は既遂となる。

エ．加重逃走罪（刑法第９８条）のうち拘禁場の損壊によるものについては，逃走の手段として拘禁場内の換気孔周辺の壁を削り取って損壊したときには，逃走行為自体に着手した事実がなくとも，同罪の実行の着手が認められる。

オ．逃走援助罪（刑法第１００条第１項）は，「器具を提供し，その他逃走を容易にすべき行為」をした場合に成立し，法令により拘禁された者を逃走させる目的までは必要とされていない。

１．ア　ウ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．イ　オ　５．エ　オ

正解　２

肢ア

塀の外の人間は逃走援助，塀の中は逃走罪問題となる。加重の場合は，塀の中のものが結託しないといけない。受刑者が複数で逃走した場合，看守側は，勢力を分散せざるをえず，逃走成功の可能性が増える。裏を返せば，国家の拘禁作用に対してより，危険な行為である。重く処罰すべきである。

肢イ

合鍵を外すことは含まれない。損壊していない。実際，なぜ，合鍵を手に入れられかを考えると，看守側の管理に落ち度があったと考えられる。

受刑者は，逃走する可能性がある以上，看守する側も，管理はしっかり行うべきである。

物理の損壊の場合，看守側が管理を行っても防止は難しい。そこで，危険な行為として刑を重くしている。

肢ウ

刑事施設外に脱出のみで，既遂になるのは，問題。実効支配から，脱して既遂。
危険な状態の場合は，未遂。

1. 外部通勤通学・社会復帰支援（仮釈放前など）

- **開放的施設（喜連川社会復帰促進センターなど）や開放的処遇：** 受刑者のスムーズな社会復帰を図るため、刑期終盤などの優秀な受刑者が、**看守の付き添いなしで民間の企業へ通勤したり、通学したりする制度**があります。
- **日中の外出：** 朝、刑務所を出て一般企業で働き、夕方に刑務所へ戻ってくるという生活形態です。当然、作業時間中は「刑事施設の敷地外」にいますが、制度上の「管理・拘禁関係（指定された場所で作業し、決まった時間に帰所する義務）」の下に置かれています。

2. 外部作業（構外作業）

- 刑務所の敷地外で行われる除雪作業、清掃作業、農作業、災害復旧作業など、看守（刑務官）に引率されて外の作業場へ出向くケースです。
- この場合、物理的には「施設の敷地外」にいますが、目と鼻の先で看守の監視・引率下（実力支配下）にあります。

3. 護送（移送・裁判出頭・病院搬送）

- 他の刑務所へ移送される際や、裁判所への出頭、あるいは専門的な外部病院への緊急搬送・入院などです。

4. 刑罰執行停止・外出・外泊（刑事収容施設法）

- 親族の危篤・冠婚葬祭や、特別な事情（社会復帰の準備等）がある場合に、一定の条件付きで帰省や一時外出が認められる制度が存在します。

外部作業中や護送中に走って逃げ出そうとした場合： 「最初から敷地外にいる」ため、どのタイミングで既遂になるのか説明がつかなくなります。

あくまでも，法益と関係で実行行為性を考えるべき。

肢エ
損壊した段階で，危険な行為。仮にこれを処罰しなかったら，見つけても，十分な処罰ができず，刑務所内の秩序が害される。拘禁作用への危険が発生している。

肢オ
目的まで必要。まず，逃走援助罪は，本来，幇助行為であるが，独立して刑が重くなっている。単純逃走罪と同程度。
客観が幇助行為である以上，独立して重く処罰するには，通常の主観のみでは，処罰根拠として不十分と考えられる。したがって，目的を定めて，成立ケースを絞っている。